

扶桑商工通信

令和8年4月号

発行 扶桑町商工会

【令和8年4月・5月の商工会予定】

総代会

日時 5月22日(金)

場所 扶桑町商工会館 2階

経営計画策定個別指導会

日時 4月7日(火)

場所 扶桑町商工会館 2階

※第19回小規模事業者持続化補助金への

申請をご予定の方は、ぜひお申込み下さい。

オンライン化について

本年4月より、これまで2か月に1度、全会員の皆様へ郵送しておりました「商工通信」および配布物をオンライン化致しました。今後は公式LINEを通じて配信致します。なお、バックナンバーにつきましては、商工会ホームページよりご確認ください。



定例会 経営計画策定 個別指導



バックナンバー 商工通信

会員紹介

t edemiru

「今、私の手が届く人へ全力で届けたい」

今回は、扶桑町で事業を始められた祖父江菜月さんにお話を聞きました。祖父江さんの事業は、「看護」「カイロプラクティック」「エステ」を融合させた、身体と心の両面に寄り添うトータルケアを提供しています。姿勢を整えることを軸に、本来、人が持つ自然治癒力を最大限に引き出し、やりたいことを想いのままに楽しめる身体づくりを目指しています。

看護の視点を取り入れることで、単なるリラクゼーションにとどまらず、身体の状態や生活背景まで丁寧に把握し、一人ひとりに合った安全な確かなケアを行います。カイロプラクティックでは、骨格や姿勢の歪みにアプローチし、腰痛、頭痛、ヘルニア、五十肩、〇脚、生理痛など、日常生活に支障をきたすさまざまな不調の改善をサポートします。また、産後の身体ケアにも力を入れ、育児期を健やかに過ごせる身体づくりを支えています。



産後の身体ケアにも力を入れ、育児期を健やかに過ごせる身体づくりを支えています。

さらに血流や代謝を促し、ダイエットや体質改善、予防ケアにも対応。痛みを取るだけでなく、「ケガをしにくい身体」「長く動ける身体」を育てることを大切にしています。

t edemiru

では難病支援にも取り組んでいます。不調や制限がある中でも、その人らしい生活を続けられるよう、少しでも身体が楽になる方法を共に考え、寄り添うことを使命としています。また、来院が難しい方への訪問施術にも対応しています。外出がづらい方や医療的な配慮が必要な方もまずはご相談ください。



住所：扶桑町高雄天道 401

扶桑ハイツ 103

☎070-8456-5593



←LINE

扶桑町商工通信で取り上げてほしい企業募集中。新商品や新サービスの開発など情報を発信したい方がおられましたら商工会(93-5111)まで。スタンプが取材に伺います。

【地域経済動向分析について】

RESAS

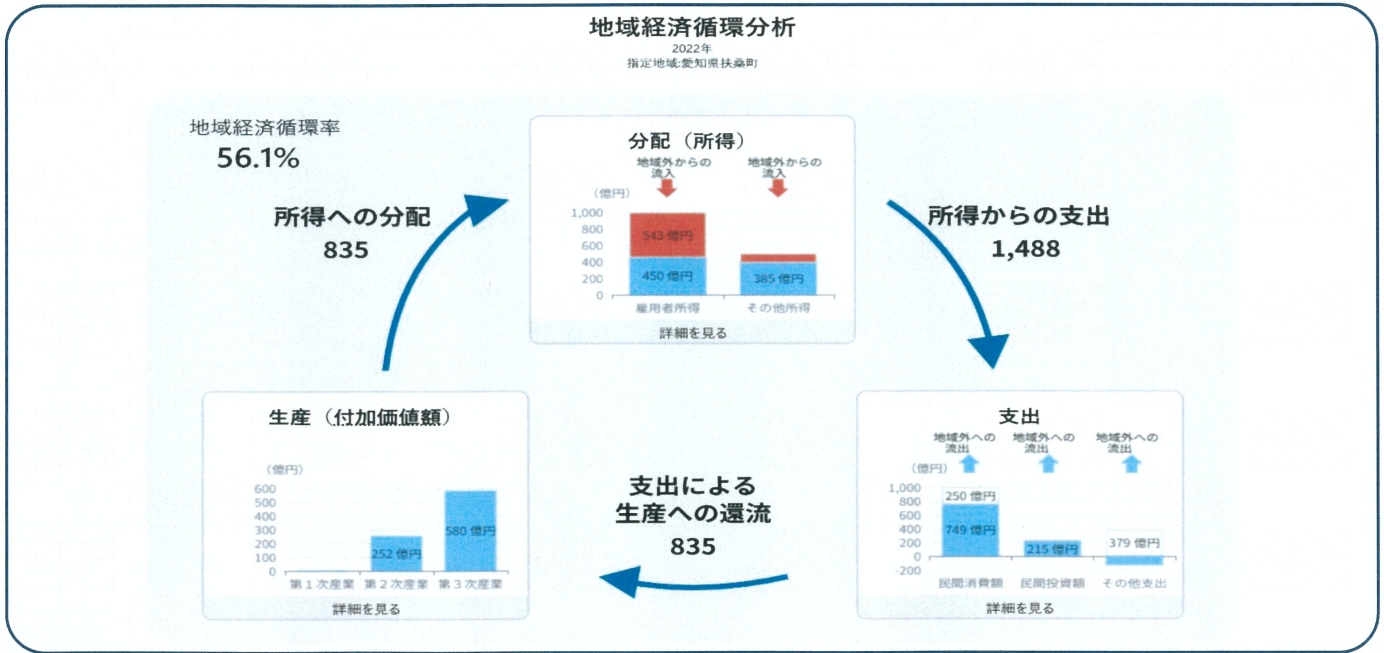
国が提供する無料の地域経済分析ツール「RESAS（リーサス）」を「存じ」でしょうか。RESASは、人口動態や産業構造、観光客の動向、地域経済循環などの統計データを地図やグラフで分かりやすく可視化できるシステムです。地域の現状や特徴を客観的に把握できることから、近年では事業計画書の外部環境分析の資料として活用される機会も増えています。

今回は、RESASの「地域経済循環分析（2022年）」をもとに、扶桑町の経済の流れを見てみましょう。扶桑町では、地域内の企業活動などによって生み出された付加価値が「所得」として分配される額は835億円となっています。これは企業の利益や給与などの形で住民や事業者に分配された金額を示しています。

一方、扶桑町の住民や企業が消費や投資などで支出した金額は1,488億円であり、地域で生み出された所得を大きく上回っています。これは町外に勤務する住民の給与や年金、国からの給付金など、地域外から流入した所得によって地域の消費が支えられていることを示しています。

また、この支出1,488億円のうち、地域内の企業や事業所に戻り、再び地域の生産活動につながった金額は835億円となっています。つまり、住民等が支出したお金の多くは町外の店舗や企業で使われており、地域外へ流出している状況がうかがえます。

この結果、扶桑町の地域経済循環率は56.1%となっており、地域で稼いだお金のうち地域内で循環している割合は約半分にとどまっています。地域経済を活性化させるためには、地域内での消費を高め、地元事業者への支出を増やしていくことが重要であると考えられます。



安心 安全 国がつくった **小規模企業共済**

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が「廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。」
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

- 他にもこんな特徴があります。
- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
 - 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- ※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



小規模共済 検索
TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

健康診断支援事業

扶桑町商工会

内 容 健康に対する意識向上と健康診断の受診を推進するため、健康診断支援事業を実施
 申込期間 各年度の4月1日から3月15日まで
 実施期間 各年度の4月1日から3月15日まで
 支援金額 受診者1名につき 500円 (1事業所1年度 1回20名まで)
 支援対象 扶桑町商工会員である事業所の事業主(代表者)、専従者及び従業員
 申込方法 下票申込書に必要事項を記入し、診断終了後の病院等の領収書とともに扶桑町商工会に提出

健康診断支援事業申込

年 月 日

事業所名				所在地			
代表者名	Ⓜ			電話番号			
	受診者名	性別	年齢		受診者名	性別	年齢
1			11				
2			12				
3			13				
4			14				
5			15				
6			16				
7			17				
8			18				
9			19				
10			20				

扶桑町内における専門家登録の募集について

扶桑町商工会では、令和3年度より地域内の会員事業者からの専門的な相談内容に対応するため、扶桑町商工会の会員事業者である専門家につなぐための専門家マッチングサービスを実施しております。つきましては、本サービスを実施するにあたり相談対応をしていただける専門家の募集登録をおこないます。本サービスにより相談があった場合は、1回（30分）当たり5,500円（税込）をお支払いいたします。地域事業者のお悩みを解決するために、あなたの専門知識を活かしませんか!?（※すでに登録済の方は今回改めての登録は必要ございません。）

1. 専門家マッチングサービスの概要

- ①対 象・・・扶桑町商工会の会員事業者
- ②相談内容・・・法律、登記、税務、IT、業務改善、経営コンサルティングなどの専門相談
- ③相談時間・・・1回当たり30分
- ④相談場所・・・原則、扶桑町商工会館（案件により応相談）
- ⑤費 用・・・相談事業者の相談料は無料
- ⑥相談回数・・・同一相談内容は原則1回まで。一事業者、年度内合計3回まで。

2. 相談の流れ

- ①会員事業者から商工会に専門家マッチングサービスの申請をおこなう
- ②登録名簿をもとに商工会から専門家に依頼
- ③扶桑町商工会館にて、30分間の専門相談を実施
- ④相談があった場合、1回当たり商工会から専門家に5,500円（税込）をお支払いいたします。※その後、相談事業者との間で個別に仕事を受任するのは自由です。



1. 事業者が商工会へ相談



2. 商工会から専門家へ依頼



3. 事業者と専門家の相談を実施

3. 専門家登録の流れ

専門家登録名簿（別紙）に必要事項を記入して、申込みをおこなう（登録料は無料です）。（随時）専門家の認定が済めば、専門家登録名簿をもとにホームページで公表。

専門家登録名簿

ふりがな 氏 名		現住所	
生年月日		事務所 所在地	
連絡先		E-Mail	
資 格			
最終学歴			
職 歴 ・ 公 職			
専 門 指 導 分 野			

※ご記入いただきました個人情報は、扶桑町商工会からの関連情報のご提供以外には使用しません。

※専門家登録名簿は、扶桑町商工会ホームページより閲覧できるようにします。
名簿内に「公表不可」の情報がある場合はその旨を記載ください。

小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ

無料で健康相談及び
訪問指導等が受けられます

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が行う自主的な産業保健活動を支援するため、労働者の健康の確保に関する相談対応等を行います。事業場を訪問し、当該事業場の状況を踏まえた産業保健に係る指導等を行います。



独立行政法人労働者健康安全機構
愛知産業保健総合支援センター
尾張北部地域産業保健センター
(愛知県医師会・尾北医師会・岩倉市医師会)

どんな相談に応じていただけますか？

1 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談(健康管理相談)

(ア) 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生規則第44条又は45条に規定する定期健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査)等の有所見者に対し、登録産業医又は登録保健師が保健指導を行います。

なお、健康診断の結果に基づく労災保険の二次健康診断等給付の要件に該当しないとされた者について、当該給付にかかる産業医等による診断についても、保健指導を行います。

(イ) メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等、メンタルヘルス不調を自覚する労働者及び当該労働者を使用する事業者からの相談・指導を登録産業医又はメンタルヘルスに対応可能な医師である産業保健相談員若しくは登録保健師が行います。



2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取(意見聴取)

労働安全衛生法66条の4に基づき、健康診断の結果(異常の所見を有すると判断された労働者に係るものに限ります。)、健康を保持するために必要な措置について、事業者からの意見聴取に対し、登録産業医が意見陳述を行います。

また、治療と職業生活の両立支援等に関し相談を希望する労働者及び当該労働者を使用する事業者に対する相談・指導についても行います。

3 長時間労働者に対する面接指導(面接指導)

①労働安全衛生法第66条の8に基づき、労働安全衛生規則第52条の2第1項に規定する要件に該当する労働者(時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた者で、疲労の蓄積が認められ、面接指導の申出を行った者)

②労働安全衛生法第66条の9に基づき労働安全衛生規則第52条の8に規定する要件に該当する労働者(時間外労働が1月当たりで80時間以下で、事業場が定める必要な措置基準に該当する者であって、疲労の蓄積が認められ、面接指導の申出を行った者)

③労働安全衛生法第66条の8の2に基づき労働安全衛生規則第52条の7の2第1項に規定する要件に該当する労働者(新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務の従事者で時間外労働が1月当たり100時間を超えた者)

④労働安全衛生法第66条の8の4に該当する労働者(特定高度専門業務・成果型労働(高度プロフェッショナル)の対象者で時間外の健康管理時間が100時間を超えた者)

以上の者を対象として医師による面接指導を行い、労働安全衛生法第66条の8第4項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を行います。

4 高ストレス者に対する面接指導

労働安全衛生法第66条の10に基づき、労働安全衛生規則第52条の15に規定する要件に該当する労働者(ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判定した者)を対象として面接指導を実施し、労働安全衛生法第66条の10第5項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を行います。

5 個別訪問による産業保健指導

事業場への訪問を希望する小規模事業場に対して、登録産業医、登録保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問して、職場巡視、相談対応、労働衛生啓発事業の実施など、事業場の作業環境管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、産業保健に係る助言・指導等を行います。

対象地域及び対象者

犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町に事業場を有する**事業主**及び**労働者**の方

どこで行っているのですか？

- ① 医療機関 病院・診療所など「健康相談窓口を開設している医療機関」
- ② 事業場 地域産業保健センターと調整できた事業場
- ③ その他の施設 地域産業保健センターと調整できた事業場以外の施設
(商工会議所、医師会相談室等)

いつ相談できるのですか？

- ① 期間 4月1日～翌3月15日まで
- ② 曜日 原則平日ですが、相談者の要望と産業医等の都合を当センターが調整します。
- ③ 時間 相談者の要望と産業医等の都合を当センターが調整します。

利用するにはどうすればいいのですか？

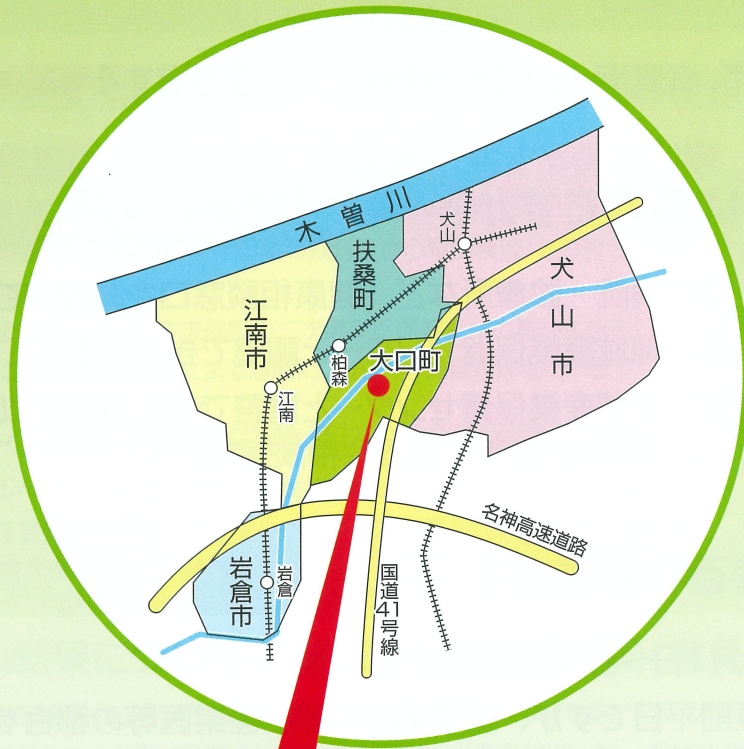
完全予約制ですので、尾張北部地域産業保健センターへお申し込みください。

月曜日～金曜日（除く祝日、年末年始）
9:00～12:00 13:00～16:00

ホームページ <http://www.bihoku.aichi.med.or.jp/>
から地域産業保健センターへアクセスしてください。
「**健康相談・面接指導利用申込書**」は、
ホームページからダウンロードできます。



丹羽郡大口町下小口六丁目122-2（尾北医師会館内）
TEL0587-95-7020 FAX0587-95-7021



利用のお申し込みは

尾張北部地域産業保健センター

〒480-0144 丹羽郡大口町下小口六丁目122-2 (尾北医師会館内)

TEL.0587-95-7020 FAX.0587-95-7021

ホームページ <http://www.bihoku.aichi.med.or.jp/>

E-mail sanpo@bihoku.aichi.med.or.jp

経営計画策定個別指導会

感染症流行後の経済活動の完全復帰や、円安を要因とした物価高など、企業が外部環境の変化に対応することを強いられる状況が続いております。そこで、以下の日程にて経営計画策定個別指導会を開催しますので、事業計画の見直しや今後の補助金申請をお考えの方はこの機会にご参加ください。

1. 日 時 令和8年4月7日（火） 13：00～16：00 （完全予約制）
2. 枠 数 3枠（1枠：1事業者ごとに1時間）
3. 会 場 扶桑町商工会館2階ホール
4. 講 師 いませ中小企業経営相談所 代表 今瀬昌樹 氏
5. 持参物
 - 5-1. 事業計画書又はご自身で作成した補助金の申請書
 - 5-2. 3期分の決算書・確定申告書
 - 5-3. その他補助金を受けたい事業の内容が分かるもの（導入する予定の設備のパンフレットなど）。

※当指導会は完全予約制とさせていただきますので、事前に商工会までご希望の日時をご連絡ください。

予約電話番号 0587-93-5111（扶桑町商工会）

扶桑町商工会

扶桑町大字高雄字天道 335 TEL：0587-93-5111

扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金

扶桑町では、企業活動を継続発展させるための雇用の確保等を通じて、地域経済の健全な発展に資することを目的に、**中小企業者に対し、人材確保事業、販路開拓事業、BCP 策定事業に補助金を交付**します。

事業を実施する前に申請が必要な補助金になります。町からの交付決定前に実施（申込み、契約等を含む）したものに付きましては補助の対象外となりますのでご注意ください。

補助対象者

町内に本店がある中小事業者または町内で事業を営む個人事業者

- ※ 扶桑町の町民税納税義務者で町税の滞納がない者であること。
- ※ 扶桑町暴力団排除条例で規定する、暴力団、暴力団員、それらと密接な関係を有する者でないこと。

補助内容

申請した年度内に実施した、**補助対象事業の経費の一部を補助**します。

補助対象事業については、裏面をご覧ください。

補助金額

補助対象経費（消費税を含む）×1/2（千円未満切り捨て）

※上限は 10 万円になります。

補助金の交付は、同一の事業者につき年度内 1 回に限ります。ただし、交付限度額（10 万円／年度）まで満額交付されていない事業者が、年度内に再度、補助を利用する場合は、さらに 1 回に限り、補助を申請できます。

その場合は、すでに交付済の補助額と合わせ、交付限度額に達するまでとなります。

申請書類

1. 扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金交付申請書（様式第 1）

※交付申請書様式の下部に記載してある添付書類も併せて提出してください。

2. 扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金の申請に関する誓約書（様式第 8）

※申請から交付決定通知までに 2 週間程度かかります。

※事業に係る申込み、契約等は、必ず町の交付決定後に行ってください。

裏面に続く

実績報告

事業実施後、実績報告を年度末（3月31日）までに提出していただく必要があります。補助金交付は実施報告の後になります。

1. 扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金実績報告書（様式第6）

※実績報告書様式の下部に記載してある添付書類も併せて提出してください。

2. 扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金交付請求書（様式第7）

補助対象事業の種類

補助対象事業	補助対象経費
人材確保事業	(1) 就職説明会求人 就職説明会への参加のために必要な経費で、就職説明会の主催者へ支払う経費 (2) インターネット求人 インターネット求人サイトを利用するために必要な経費で、インターネット求人サイトの登録料及び掲載料
販路開拓事業	(1) 展示会出展 展示会（主として即売を目的とするものを除く。）への出展に要する小間使用料 (2) 展示会で配布するカタログ、パンフレット製作 当該年度中に出展する展示会で配布するカタログ、パンフレット（表紙を除いて5ページ以上のものに限る。）の製作費用 (3) ECサイト開設 モール型ECサイト又は自社ECサイトの開設に係る費用（ハードウェア購入費用及びランニングコストを除く。）
BCP 策定事業	BCP の策定又は改定に要する専門家等へのコンサルティング費用

その他

- ・（様式第 ）と書かれた様式は扶桑町ホームページに掲載されています。
- ・当初の申請から変更があった場合は、速やかに下記までご連絡ください。



担当（問い合わせ先）

扶桑町役場 産業建設部 都市政策課 企業グループ
電話0587-92-4121（ダイヤルイン）